

利府町の後援名義の使用承認事務取扱いについて

町の後援名義使用に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

- 1 後援名義は「利府町」とする。
- 2 名義の承認期間は、承認した日から当該事業の完了の日までとする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 後援名義の承認については、次の承認基準によるものとする。
 - (1) 事業の主催者についての承認基準
 - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれに準ずる団体（ただし、宗教団体を除く。）
 - エ その他町長が特に認めるもの
 - (2) 事業の内容等についての承認基準
 - 事業等の内容が住民の福祉、教育、芸術文化、スポーツの向上及び普及に寄与するもので、かつ、公益性のある事業であること。ただし、次のいずれかに該当するものは、承認しないものとする。
 - ア 事業等が特定の宗教又は政治活動と認められるとき、又は事業の主催者から判断してそのおそれがあるとき。
 - イ 営利を目的としているとき。
 - エ 事業等が公序良俗に反するもの又はその他、社会的非難を受けるものであるとき。
 - オ その他、町長が承認基準にあてはまらないと判断するとき。
 - (3) その他の審査基準
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 主催者に十分な事業などの遂行能力があると判断できること。
 - ウ 過去に名義使用の承認したものについては、承認条件を履行しなかったことのないこと。
- 4 後援名義の使用を申請する者は、後援名義の申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付し提出するものとする。
 - (1) 主催者を明らかにする書類（団体規約、会則など）
 - (2) 事業などの目的及びその計画を明らかにする書類（事業計画書、予算書など）
- 5 後援名義使用を承認又は承認しなかったときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 6 後援名義使用の承認をした後、事業が承認の基準に違反していると認められたときは、承認を取り消すものとする。
- 7 承認団体は、当該事業を完了したときは、速やかに事業の完了を報告しなければならない。
- 8 この取り扱いは、平成21年6月1日から施行する。

別記様式

年　月　日

利　府　町　長　殿

申請者
住所
氏名

下記の行事の後援を承認されるよう申請します。

記

1 事業の名称

2 開催期日

3 開催場所

4 行事開催の趣旨

5 その他関係資料

※1～5までの項目を記入していただき、発送願います。なお、大会パンフレット等の概要がありましたら、同封いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、承諾書等を発送する際の返信用封筒も同封願います。

※自治体として後援基準にあてはまらない場合は、申請を認められない場合がありますので、ご了承ください。